

令和6年度介護予防・日常生活支援総合 事業者運営指導結果報告書

吹田市福祉部福祉指導監査室

第1 運営指導の実施状況

目的

吹田市では、介護保険法第23条及び吹田市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者等指導要領等、その他関係法令の規定に基づき、事業者への支援を基本とし介護サービスの質の向上及び保険給付の適正化を図ることを目的に、運営指導を実施しました。

実施回数

吹田市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者等指導要領等により、運営指導を1事業所あたり6年に1回を目途に実施しています。

運営指導の結果は、次のとおりです。

※対象事業所を、令和6年度中に運営期間があった事業所としています。
※事業所数の集計方法を、サービスごととしています。

令和6年度運営指導結果一覧表（Ⅰ）

サービス名	対象数 (A)	実施数 (B)	実施比率 * 小数点以下切り捨て。
訪問型サポートサービス	127	21	16%
通所型サポートサービス	88	12	13%
介護予防ケアマネジメント	16	-	-
合 計	231	33	14%

令和6年度運営指導結果一覧表（Ⅱ）

サービス名称	指摘 事業所数	口頭指摘・文書指摘【あり】の 事業所数		
	合 計	口頭指摘 のみ	文書指摘 のみ	口頭指摘 及び 文書指摘
訪問型サポートサービス	21	3	0	18
通所型サポートサービス	12	1	0	11
介護予防ケアマネジメント	0	0	0	0
合 計	33	4	0	29

第2 文書指摘事項

1 文書指摘事項の順位

順位	運営基準等の項目	指摘事項	主な指摘原因
第1位	運営基準	個別サービス計画の作成等に係ること	計画が、居宅サービス計画に沿った内容となっていない、又は作成・変更・更新されていない等
第2位	設備基準	事故の未然防止等	石鹸やナースコールの配置等
第3位	運営基準	運営規程及び重要事項説明に係ること	運営規程及び重要事項説明書に記載すべき項目が記載されていない等
第4位	運営基準	勤務体制、タイムカード、出勤簿に係ること	勤務時間、職種が勤務表に反映されていない等
第5位	運営基準	従業者に関する記録(労働者名簿、履歴書、労働条件通知書、雇用契約書等)に係ること	雇用契約書が保管されていない等

2 主な指摘事項

【個別サービス計画の作成等に係ること】

番号	指摘内容	文書指摘
1	居宅サービス計画に適合したサービス提供が行われていない。	
2	変更が生じたにもかかわらず、居宅サービス計画の修正を依頼していない。	

【事故の未然防止等に係る指摘事項】

番号	指摘内容	文書指摘
1	洗面台に設置されている石鹸について、誤飲防止の措置がとられていなかった。	
2	浴室や静養室のナースコールについて、適切な位置に配置されていなかった。	

2 主な指摘事項

【運営規程及び重要事項説明書等に係る指摘事項】

番号	指摘内容	文書指摘
1	運営規程の必要事項(ハラスメント対策、業務継続計画等)の記載がなかった。	
2	重要事項説明書の必要事項(虐待防止等)の記載がなかった。	

【勤務体制、タイムカード、出勤簿に係る指摘事項】

番号	指摘内容	文書指摘
1	勤務する時間、職種等の予定が勤務表に反映されていなかった。	
2	必要な人員が確保されていなかった。	
3	兼務している職員についてそれぞれの職務に勤務している時間が記載されていなかった。	

【従業者に関する記録に係る指摘事項】

番号	指摘内容	文書指摘
1	秘密保持に関する誓約書を取り交わさせていない従業者がいた。	
2	雇用契約書が保管されていなかった。	

第3 監査の実施状況

監査は次のいずれかに該当する行為がなされたか、あるいは疑われる事業者に対して実施します。

- (1) 不正の手段により事業者指定を受けた
- (2) 指定基準に重大な違反
- (3) 介護報酬の請求に不正又は著しい不当
- (4) サービスの内容に不正又は著しい不当
- (5) 報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず
又は虚偽の報告をした
- (6) 利用者に対する虐待
- (7) 出頭を求められてこれに応ぜず、質問に対して答弁せず、若しくは
虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した

令和6年度については、監査の実施は、1法人1事業所ありました。